

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 群馬県みなかみ町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,928	4,130	436	9,494

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	14,172	13,271	901	801	470	17,346	
自家用有償バス事業特別会計	6	5	1	1	1	—	
利根沼田広域観光センター特別会計	8	8	0	0	1	—	
一般会計等	14,186	13,283	903	803	—	17,346	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,895	2,751	144	145	356	—	—	
老人保健特別会計	353	345	8	8	38	—	—	
介護保険特別会計	1,789	1,751	38	38	263	—	—	
後期高齢者医療特別会計	222	211	11	10	91	—	—	
水道事業会計	301	240	61	35	12	958	208	法適用企業
簡易水道事業特別会計	319	297	22	22	58	1,097	484	
下水道事業特別会計	1,566	1,489	77	76	465	5,629	3,608	
スキー場事業特別会計	15	14	1	1	7	—	—	
温泉事業特別会計	74	52	22	16	4	—	—	
公営企業会計等 計	—	—	—	351	—	7,684	4,300	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。
 5. 純損益(形式収支)は総収益(歳入)から総費用(歳出)を差し引いたものであり、端数処理の関係で資金剰余額/不足額(実質収支)と一致しない項目がある。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
利根沼田広域町村圏環境整備組合(一般会計)	2,030	2,008	22	22	37	1	0	
利根沼田広域町村圏環境整備組合(農業共済)	341	336	5	212	35	—	—	法適用企業
利根沼田学校組合	666	638	28	28	34	131	131	
群馬県市町村会館管理組合	309	293	16	16	61	—	—	
群馬県市町村総合事務組合	7,825	7,376	449	449	1,100	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,485	1,435	50	50	—	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	157,925	149,203	8,722	8,706	1,801	—	—	
一部事務組合等 計	—	—	—	9,483	—	132	131	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 繰入見込額	備考
みなかみ町土地開発公社	△ 2	11	5	14	—	1,922	—	405	
(株)月夜野振興公社	1	1	9	—	—	—	—	—	
月夜野クラブビール(株)	0	△ 38	6	—	—	—	45	32	
(株)水の故郷	16	34	9	—	—	—	—	—	
(財)新治農村公園公社	△ 1	259	179	—	—	—	—	—	
(株)猿ヶ京温泉夢未来	△ 4	24	25	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計	—	—	233	14	0	1,922	45	437	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,482	1,938	456
減債基金	660	430	△ 230
その他充当可能基金	823	641	△ 182
充当可能基金 計	2,965	3,009	44

- (注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
 2. 「充当可能基金計」は、基金区分毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	9.69	8.46	△ 1.23	△ 13.42	△ 20.00	水道事業会計	△ 10.6	—	23.0
連結実質赤字比率	12.95	12.16	△ 0.79	△ 18.42	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	19.9	18.2	△ 1.7	25.0	35.0	下水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	121.4	119.8	△ 1.6	350.0	—	スキー場事業特別会計	—	—	—
財政力指数	0.50	0.52	0.02	—	—	温泉事業特別会計	—	—	—
経常収支比率	90.6	90.5	△ 0.1	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。